

# 公開空地等のみどりづくり指針に関する手引（改定）



平成30年4月

 東京都都市整備局

# 目 次

1	目的	1
2	改定の背景とポイント	2
3	位置付け	2
4	協議	3
	(1) 適用の範囲	3
	(2) 協議の主体	3
	(3) 協議の概要	3
	(4) 「みどりの計画書」の反映	3
	(5) 手続フロー	5
	(6) 「みどりの計画書」の提出時期	6
5	公開空地等の配慮事項	8
	■配置における留意点（イメージ）	10
	■事例写真	12
6	「みどりの計画書」作成要領	36
	■作成例	39
	■参考上位計画一覧	47
7	様式集	48
	■相談概要書	48
	■みどりの計画書	49
	■みどりの計画書（変更）	50
	■みどりの計画書（軽微変更）	51
8	事例集	54
	(1) 小規模な事例	54
	(2) 原地形の活用	62
	(3) 生物多様性の保全	66
9	公開空地等のみどりづくり指針	67

## コラム

- ・「原地形の活用」…………… 4
- ・「生物多様性への貢献」…………… 4
- ・「ニューヨーク市のオープンスペースのガイドライン」…………… 7
- ・「公共や民間のみどりとのネットワークの形成」…………… 13
- ・「ヒューマンスケールにおける快適なみどり空間の創出」…………… 20
- ・「見通し等が確保された安全な空間の創出」…………… 23
- ・「造園の魅力が引き出された美しい空間」…………… 30
- ・「東京に“生きもの”が住む空間をつくる意味」…………… 33
- ・「みどりの質を高める」…………… 35
- ・「緑の効果的な配置による暑熱環境の改善」…………… 53

# 1 目的

公園・緑地をはじめとする都市の緑は、都市生活に潤いと安らぎを与えるとともに、災害時の避難場所の確保や延焼防止などによる防災性の向上、ヒートアイランド現象の緩和などによる都市環境の改善、美しい都市景観の創出など、重要な役割を担っています。

都では、「公開空地等のみどりづくり指針」を平成 19 年 5 月に策定し、大規模建築物等の建築等を行おうとする事業者は、公開空地等の価値の向上に資するため、都と協議し、「みどりの計画書」を作成することとしました。

「みどりの計画書」は、都市開発諸制度等により創出される公開空地等において、みどりのネットワークの形成に寄与するなど、その価値の一層の向上を図り、安全、快適で美しいまちづくりに資するため、都市計画決定や許可などの手続に先立ち、作成するものです。

この計画立案を通して、事業者による良質なみどり空間の形成を誘導するとともに、周辺地域とのみどりの連続性や景観形成などに配慮した質の高いみどりの創出に寄与します。「公開空地等のみどりづくり指針」の活用にあたっては、東京都景観計画で定めている大規模建築物等の建築等に係る事前協議制度と連携し、事業者との調整を進めます。

この指針を活用することにより、以下の目標が実現し、公開空地等の価値の向上が期待されます。

- ① 公共や民間のみどりとのネットワークの形成
- ② ヒューマンスケールにおける快適なみどり空間の創出
- ③ 見通し等が確保された安全な空間の創出
- ④ 造園の魅力が引き出された美しい空間の創出
- ⑤ 生物多様性の保全
- ⑥ その他公開空地等の価値の向上に資するもの

※この手引で用いる「みどり」とは、樹木などの緑に覆われた土地と、広場や水面等のオープンスペースとを合わせたものを指します。

## 2 改定の背景とポイント

近年、都心を中心に都市開発諸制度等を適用した大規模建築物の建築や開発行為が行われ、公開空地等が年々増加しています。今後も、都内における更新期を迎えた建物の建替え工事や木造住宅密集地域を中心とした市街地再開発事業等が行われ、公開空地等が増加していくことが予想されます。公開空地等は、都心の貴重なオープンスペースであり、防災機能や休息機能に資するものであるため、公開性や有用性を確保することが必要とされています。

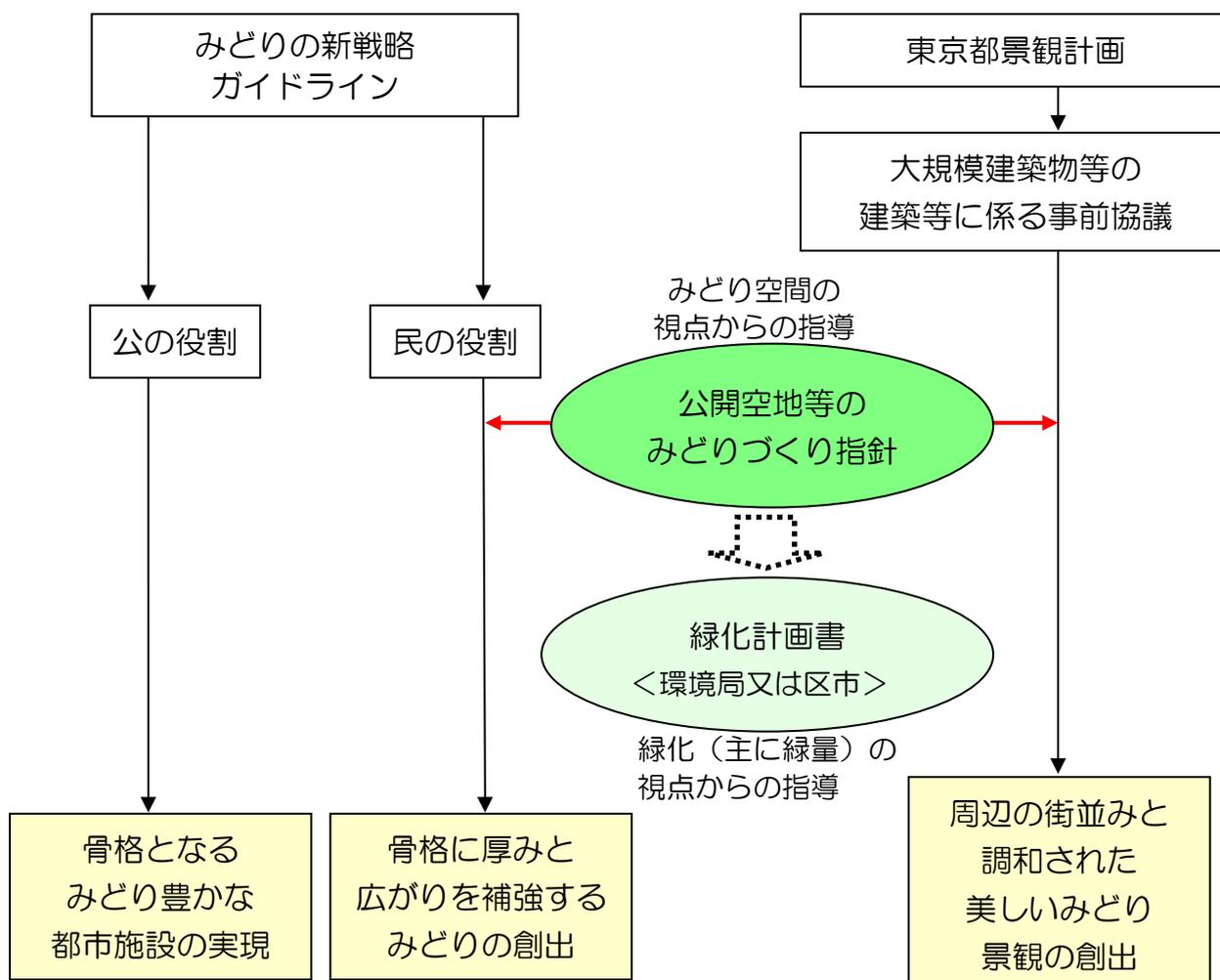
平成 28 年 3 月の改定では、今までの「みどりの計画書」における協議によって積み上げてきた配慮事項を追加するとともに、既にしゅん工している公開空地等について、幾つかの事例を評価した上で、望ましい事例と改善が望まれる事例の写真を更新しました。

また、円滑に協議等の手続きが行えるように、作成要領の内容を充実させるとともに、提出する書類様式などを新たに掲載しました。

そして今回、生物多様性に関する社会的認識の向上を受けて、「公開空地等のみどりづくり指針」を改定し、目標の一つに「生物多様性の保全」を掲げました。そこで、本手引にも生物多様性の保全に関する配慮事項や事例写真を新たに追加しました。

建築物等の更新を好機とし、本手引に基づき、引き続き、事業者と連携して公開空地等の良好なみどり空間を実現していきます。

## 3 位置付け



## 4 協議

### (1) 適用の範囲

次のいずれかの制度を活用して計画される公開空地等

- ア 都市計画法第 8 条第 1 項第 3 号の高度利用地区のうち都市計画法第 12 条第 1 項第 4 号の市街地再開発事業を伴うもの
- イ 都市計画法第 8 条第 1 項第 4 号の特定街区
- ウ 都市計画法第 8 条第 1 項第 4 号の 2 の都市再生特別地区
- エ 都市計画法第 12 条第 1 項第 4 号の市街地再開発事業
- オ 都市計画法第 12 条の 5 第 3 項の再開発等促進区を定める地区計画
- カ 建築基準法第 59 条の 2 第 1 項の総合設計\*（知事の許可に限る。）  
\*総合設計：敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例
- キ マンションの建替え等の円滑化に関する法律第 105 条第 1 項のマンション建替法容積率許可（知事の許可に限る。）

### (2) 協議の主体

(1) のいずれかの制度を活用して公開空地等を計画する者（以下「事業者」という。）

### (3) 協議の概要

#### ア 事前相談

東京都景観計画に基づく大規模建築物等の建築等に係る事前相談に引き続き、街路樹等のみどりの軸や公園緑地等のみどりの拠点と、(1) により民間で創出された公開空地等の情報を示したみどりのデータマップを提供します。

みどりのデータマップと本手引を基に、みどりのネットワークを考慮した公開空地等の機能を最大限に引き出す、みどり空間の計画を検討していただきます。

#### イ 協議

(1) の各制度の運用に従い、公開空地等の空間計画の考え方等について、本手引 8 ページ及び 9 ページの公開空地等の配慮事項に基づき協議します。12 ページから 34 ページまでの事例写真を参考にしてください。

また、事例写真にある、改善が望まれるような空間計画の考え方等については、事業者十分に検討してもらうことを求めます。

#### ウ 提出

イで協議した結果を、「みどりの計画書」としてまとめ、提出していただきます。

### (4) 「みどりの計画書」の反映

環境局又は区市の指導において、「みどりの計画書」での考え方を踏まえて緑化計画書の作成をお願いします。

### コラム：「原地形の活用」

ここで言う原地形とは、「崖線<sup>が</sup>、河川等」のことを指しています。

皆さんは「崖線」と言ったら、何を想像しますか。現在、様々な技術の進歩などありますが、この崖線はなくなりかけています。それでは、「崖線」とは何でしょうか。

「崖線」とは、河川が長い間に大地を侵食して形成した崖地の連なりのことを言います。崖線には、湧水があり、動植物に触れられる貴重な緑が残されています。多くの崖線は、連続した空間であることから、都市の緑の骨格となっており、自然景観的にも貴重なものです。この崖線等の原地形を活用した緑空間の確保を積極的に進めていきたいものです。

公開空地を整備する場合には、崖線のほかに河川等についても配慮することが必要となっています。



撮影：住友不動産三田ツインビル西館

### コラム：「生物多様性への貢献」

樹木が植栽されている土壌では、適正な樹木管理によって光が地面まで届き、様々な植物が育っています。そこでは、多様な昆虫や鳥、動物が生息し、生物多様性豊かな環境を形成しています。将来にわたり、生物多様性の恵みを享受していくためには、社会を構成する私たちが連携して多様な生物生息環境を守り、持続可能な利用をしていかなければなりません。

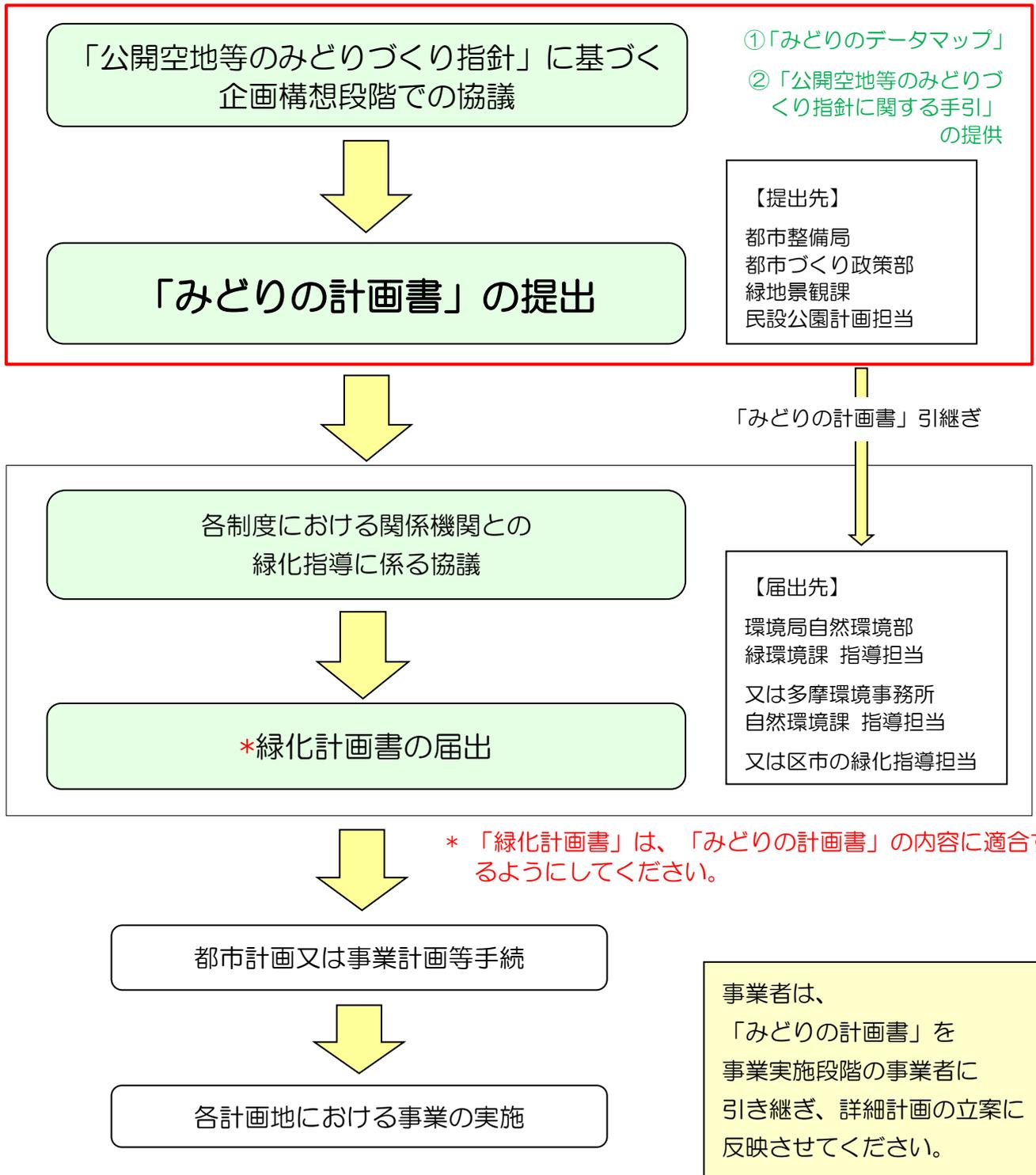
身近な公開空地においても、生きものも含めた豊かな自然を守り育てることは大切な役割です。公開空地の設置・管理に関わる様々な人々が連携し、共に力を合わせながら、生物多様性の維持・保全に向けた積極的な取組を行うことが求められています。



撮影：NBF 大崎ビル(旧ソニー)

(5) 手続フロー

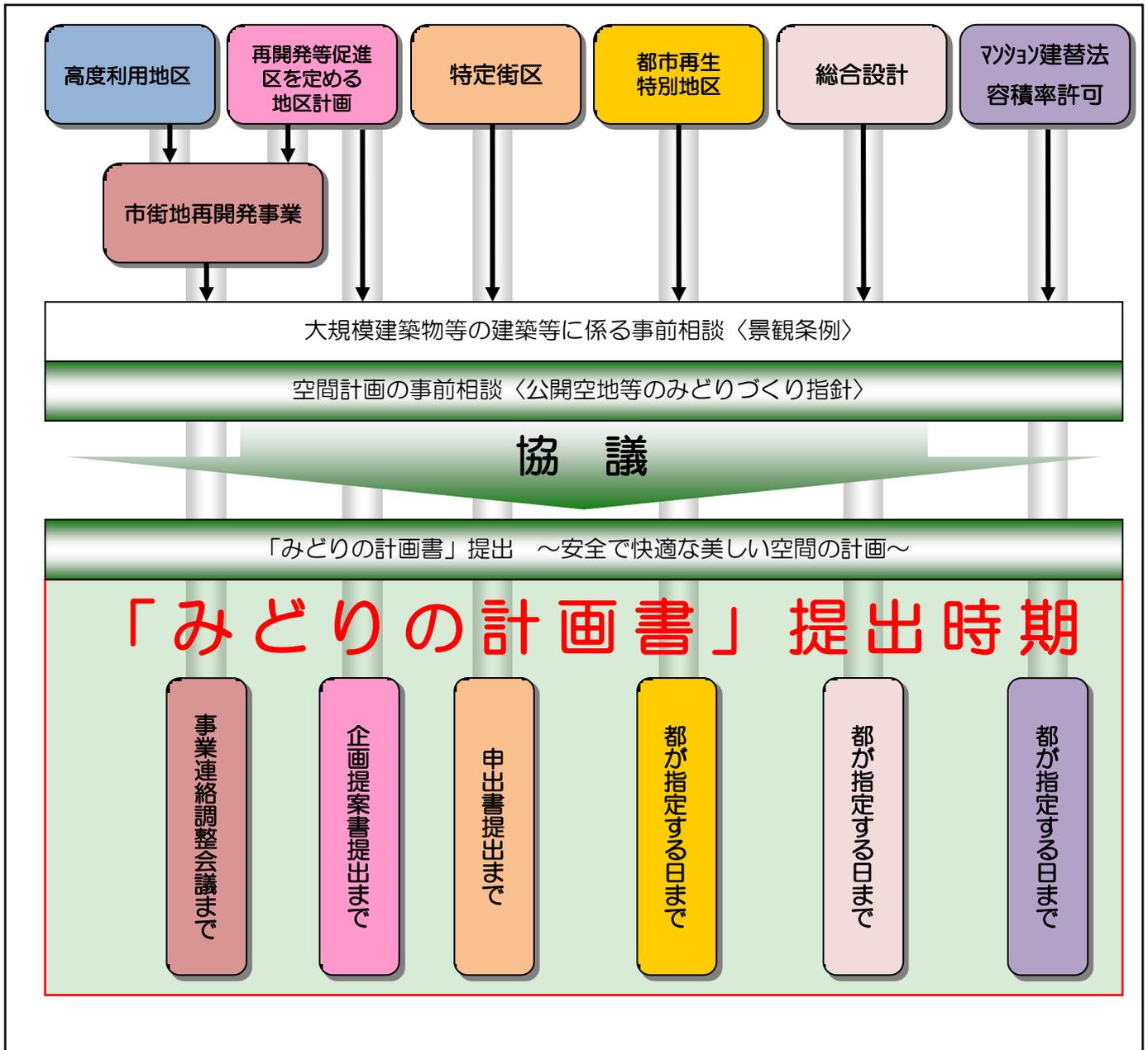
事業者



協議先

東京都都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課 民設公園計画担当  
東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎 1 2階中央  
電話 03-5321-1111 内線 30-291

(6) 「みどりの計画書」の提出時期



「みどりの計画書」の見直しについて

協議完了した「みどりの計画書」について、都市計画の変更や再開発等促進区を定める地区計画の企画提案書の見直し報告により、内容に変更が生じる場合は、再度協議の上、必要資料を添付して提出してください。

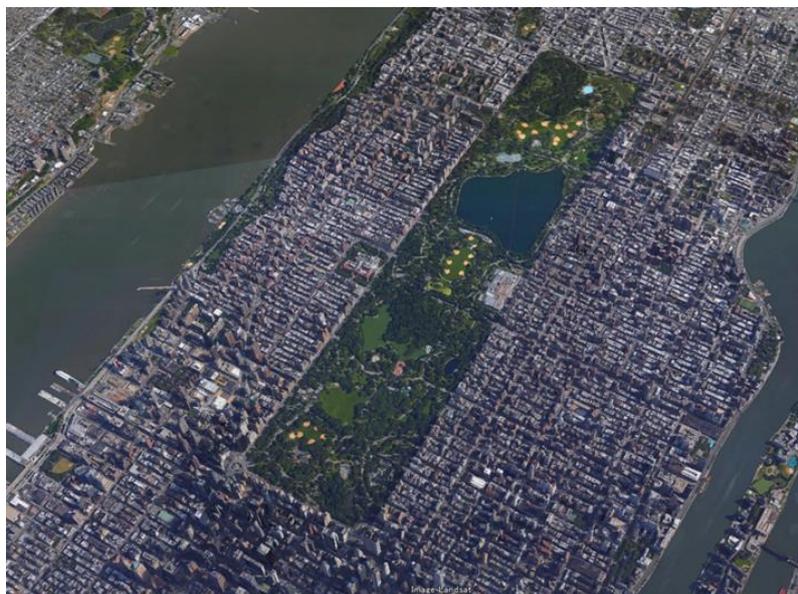
また、これ以外の理由により、協議内容に変更が生じる場合も御相談ください。

### コラム：「ニューヨーク市のオープンスペースのガイドライン」

東京都の姉妹都市であるニューヨーク市では、2007年に2030年を目標としたマスタープランを発表しました。この計画は目標年次に100万人の人口増加を見据えて、都市内のパブリックスペースの質の向上とさらに住みやすい都市を創成するためのビジョンが示されています。

それまでニューヨーク市の公開空地は、量は増えていたものの質に対しての協議がなされていなかったため、殺風景な広場が多く出現する結果となってしまいました。この反省を踏まえ、現在では公開空地の「質」に着目した協議を行っています。その中で注目されるのは、「明るさ」や「視界の確保」に関する協議です。この場合、「明るさ」とは、輝度のことで太陽光等の光源から目を保護する工夫が求められています。「視界の確保」とは印となる公共施設等を見えるようにすることです。

今後東京都では、東京2020オリンピック・パラリンピック開催に伴い、海外からの来訪者が多くなります。来訪者を含めた誰もが使いやすい空間とするため、これらの「明るさ」や「視界の確保」等の創意工夫を取り入れた、質の良い公開空地が連続して広がることを目指していきます。



ニューヨーク セントラルパーク 出典：Google Earth

## 5 公開空地等の配慮事項

### (1) 公共や民間のみどりとのネットワークの形成

- ア 街路や公園、水辺等の公共施設と連携し、空間や緑に厚みを持たせる
- イ 隣接する公開空地等の民間施設と連携し、空間や緑を連続させる
- ウ 近接する緑地や水辺空間等の自然環境を踏まえ、生態系ネットワークを創出していく

### (2) ヒューマンスケールにおける快適なみどり空間の創出

- ア 歩道状空地の持つ通行機能等の可能性を最大限発揮させる
  - (ア) 道路との一体感を持たせる
  - (イ) 歩きやすい有効幅員を確保する
  - (ウ) 横断勾配を緩やかにする
  - (エ) 段差を解消する
  - (オ) 歩きやすい枝下高さを確保する
  - (カ) 滑りにくい舗装とする
  - (キ) スムーズな歩行動線の確保
- イ 広場状空地の持つ溜まり機能の可能性を最大限発揮させる
  - (ア) 歩行者動線との整合をとる
  - (イ) 休養機能を持たせる
  - (ウ) 緑陰を確保する
  - (エ) 芝生広場や水景施設を配置することで、より快適な空間とする

### (3) 見通し等が確保された安全な空間の創出

- ア 明るさや見通しを確保する
- イ 死角を排除する
  - (ア) 交通安全上の死角をなくす
  - (イ) 防犯上の死角をなくす
- ウ 工作物の角等は利用者に危険な形状を避ける

### (4) 造園の魅力が引き出された美しい空間の創出

- ア 植栽を効果的に使った空間を創出する
  - (ア) シンボル
  - (イ) アイストップ
  - (ウ) 抜け
  - (エ) 一団の塊
  - (オ) 寄せ
  - (カ) 厚み
  - (キ) エッジ

- イ 落葉樹と常緑樹をバランスよく配置し、四季の変化に富んだ美しい空間を創出する
- ウ 既存樹木を活用する
- エ 樹高の高い木を植栽するなど、ボリューム感のある緑の空間を創出する
- オ 植物の生育に適した植栽基盤の確保
  - (ア) 雨水の供給に配慮する
  - (イ) 人工地盤上の植栽に配慮する
  - (ウ) 植栽間隔に配慮する

#### (5) 生物多様性の保全

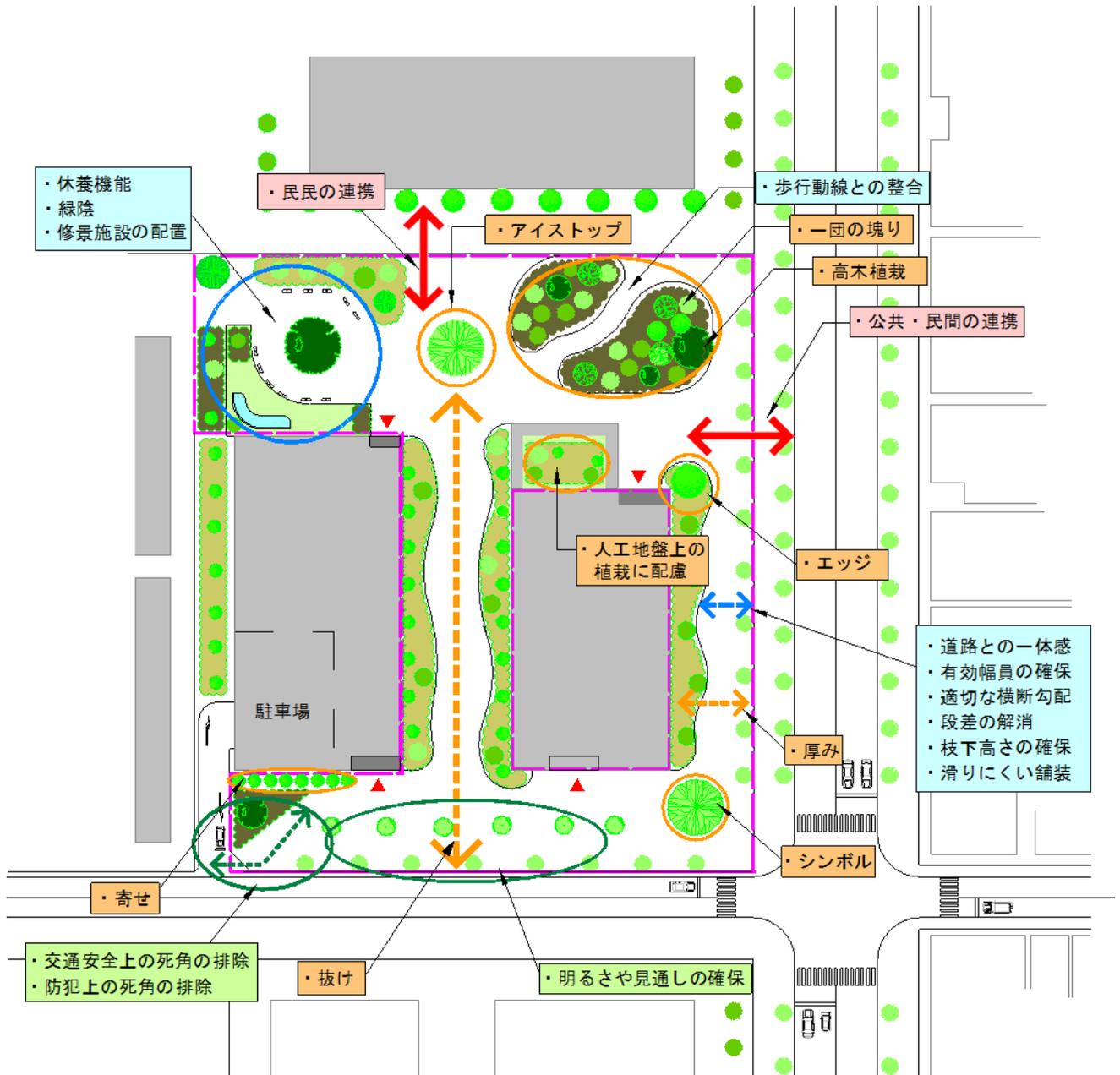
- ア 生物多様性の保全に配慮した植栽種とする
  - (ア) 在来種選定ガイドライン（東京都環境局）の考え方を基本とする
  - (イ) 生態系被害防止外来種は用いない
- イ 生物の生育・生息空間の整備
  - (ア) 樹林のみならず高茎草地や池・水辺など、多様な生物の生息空間の整備
  - (イ) 落ち葉溜めの設置など生態系の物質循環への配慮
  - (ウ) 多孔質の材料を用いるなど各施設の構造における配慮
  - (エ) 適切な状態を保てるように維持管理計画を立てる
  - (オ) 生物を身近に観察できるような配慮
- ウ 既存の生物多様性の保全
  - (ア) 対象地における既存生息生物への配慮
  - (イ) 自然表土の保全、再利用
- エ 生物多様性に関する普及啓発の推進
  - (ア) 生物の生息空間に関する説明板、生物に関する解説板の設置など

#### (6) その他、公開空地等の価値の向上に資するもの

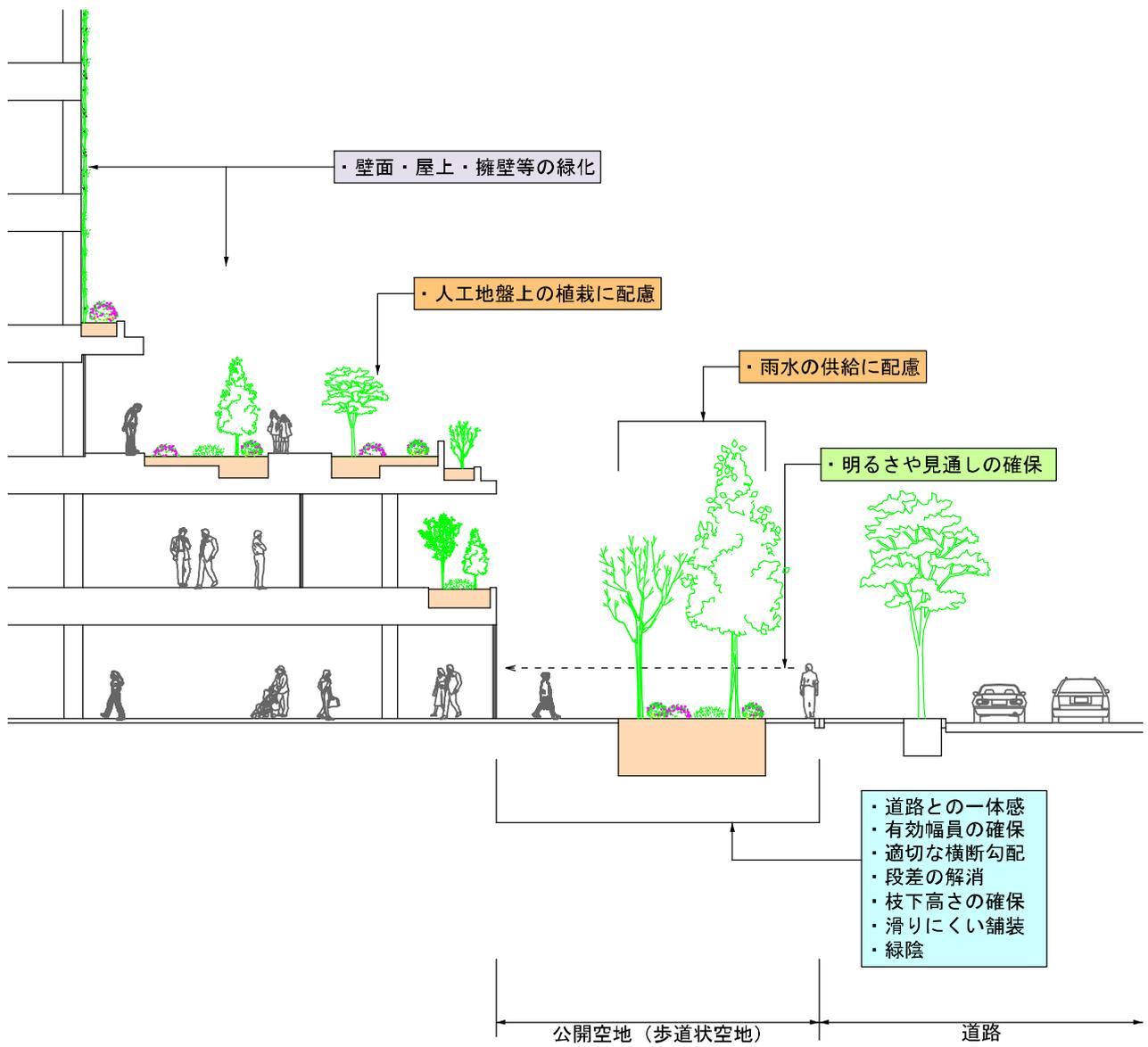
- ア 照り返しを抑えるなど、快適な空間を創出する
- イ 建築物の壁面や屋上、公開空地内の擁壁等の緑化を促進する

※（１）でみどりのネットワークの形成にできる限りの配慮をした上で、  
 （２）以下の点から、計画地での空間計画を検討してください。

■配置における留意点（イメージ）



平面図



断面図